

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部健康対策課感染症対策担当
内線番号	4723

No.	項目	内容
①	処分名	入院医療費の負担
②	法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
③	法令番号	平成10年法律第114号
④	根拠条項	第37条第1項及び第2項
⑤	処分権者	京都府知事(京都府保健所長に委任)
⑥	法令の定め	<p>第三十七条 都道府県は、都道府県知事が第十九条若しくは第二十条(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。)又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者(新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。)又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。</p> <p>一 診察 二 薬剤又は治療材料の支給 三 医学的処置、手術及びその他の治療 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>2 都道府県は、前項に規定する患者若しくはその配偶者又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が前項の費用の全部又は一部を負担することができることを認められるときは、同項の規定にかかわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。</p>
⑦	審査基準	<p>○ 法第37条1項に掲げる勧告又は措置の対象者に係る申請であるか。</p> <p>○ 戦傷病者特別援護法など他法による医療給付の受給資格がないか。</p> <p>○ 法第37条第2項に掲げる者の所得の状況を確認することができるか。</p>
⑧	経由機関名	—
⑨	協議機関名	—
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から1ヶ月以内(再調査等の必要がない場合は、半月以内)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から1ヶ月以内(再調査等の必要がない場合は、半月以内)
⑫	問合せ	健康対策課感染症対策担当 (075)414-4734
⑬	備考	